

議案第10号

工事請負契約（（仮称）八橋警察署庁舎等新築工事 （庁舎棟・建築））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 （仮称）八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築）
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字赤碕
- 3 契約の相手方 （仮称）八橋警察署庁舎等新築工事（庁舎棟・建築）井木組・高野組・クラエー特定建設工事共同企業体

代表者 東伯郡琴浦町大字赤碕2000番地1

株式会社井木組

代表取締役 井 木 敏 晴

東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7

株式会社高野組

代表取締役 高 力 久 美

倉吉市鴨川町32番地1

株式会社クラエー

代表取締役 西 村 博 文

4 契 約 金 額 6 2 1, 0 0 0, 0 0 0 円

5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。

6 工事完成期限 平成29年2月28日

7 契約締結の方法 制限付一般競争入札